

若宮大通公園（若宮スケートパーク、白川ブリッジ）にかかる
ネーミングライツ運用・メンテナンスに関する協定について

1 目的

この制度は、ネーミングライツ・パートナー募集において、広告代理店等の協力を得て、良質な応募が促進され、また、本市のネーミングライツに関する業務が円滑かつ効果的に遂行される環境を整備することを目的としたものです。

2 概要

- (1) パートナーが応募をする際に広告代理店等を活用する場合、広告代理店等は「ネーミングライツ運用・メンテナンスに関する協定」の締結を申出書により本市へ申し出ることができます。
- (2) 本市と広告代理店等は、ネーミングライツ・パートナーが決定した場合に当該協定を締結します。
- (3) 本市は、毎年度ごと協定業務の完了を確認後、ネーミングライツ料のうちから一定割合を広告代理店等へ支払います（中間払いは可能）。
- (4) 支払金額は、ネーミングライツ・パートナーが決定したのち、本市と広告代理店等で申出書の提案内容に基づき協議のうえ決定します。申出書に記載できる契約希望金額の上限は、次のとおりです。

ア	1年目及び5年目	ネーミングライツ料の10%まで
イ	2～4年目	ネーミングライツ料の5%まで
- (5) 当該協定の有効期間は、本体のネーミングライツの契約が継続する期間に限ります。更新時には見直しの対象となります。

3 資格

- (1) 申出書提出時点で令和7年度及び令和8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託（測量、設計、監理、調査又はコンサルタントの業務委託を除く。）」、申請業種「宣伝・広告の企画」の競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 公募の日からネーミングライツ・パートナーの決定までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関

する取扱要綱」(平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号)に基づく排除措置を受けていないことが条件となります(法人の役員全員について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会させていただきます)。

4 役割

広告代理店等の役割(業務内容)として、ネーミングライツ契約締結後のネーミングライツ・パートナーと本市の仲立ちとして権益調整等の役割を担っていただきます。協定の申出にあたっては、概ね以下のような具体的な提案内容を記載してください。

- (1) 本市のネーミングライツに関する権利や義務の調整
- (2) 愛称掲出に関する調整
- (3) ネーミングライツ・パートナーへの対応(要望やクレーム、定期的な報告、必要な資料の作成)
- (4) ネーミングライツを継続させるためのネーミングライツ・パートナーとの交渉
- (5) 広告価値の算出、データ収集
- (6) 愛称の普及活動支援
- (7) その他ネーミングライツ契約の円滑な運用に必要な業務

5 義務

広告代理店等は、毎会計年度ごとに、提案していただいた内容(協定内容)の履行を本市が確認するための書類などを作成し、本市へ提出してください。

また、その他業務の履行に関して必要な本市からの指示について、誠実に従ってください。

6 その他

広告代理店等からのネーミングライツ運用・メンテナンスに関する協定に関する提案については、ネーミングライツ・パートナーの公募審査には一切影響しません。なお、必要に応じて外部有識者からの意見聴取の対象とする場合があります。

実際の協定締結に関しては、本市との協議によります。

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

広告代理店等名

代 表 者 名

所 在 地

下記のとおり、ネーミングライツ運用・メンテナンスに関する協定の締結を希望します。申出に当たっては、対象施設の「メンテナンス協定について」に定める資格を有すること及び裏面の誓約事項に誓約するとともに、提出する書類の写しはすべて原本と相違ないことを誓約します。

協定の対象となる 施設等の名称		
ネーミングライツ のスポンサー名		
希望契約金額 (1・5年目：上限 10%) (2～4年目：上限 5%)	1年目	ネーミングライツ料の %
	2年目	ネーミングライツ料の %
	3年目	ネーミングライツ料の %
	4年目	ネーミングライツ料の %
	5年目	ネーミングライツ料の %
上記金額に含まれる内容 (提案内容) ※別紙による提出も可	1年目	
	2年目	
	3年目	
	4年目	
	5年目	

(添付書類)

- ・法人等の概要
- ・法人役員等に関する調書（募集要項様式参照）
- ・登記事項証明書または登記簿謄本（現在事項全部証明書）

誓 約 事 項

申し込みにあたり、次の事項を誓約します。

1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）

ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでの一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(4) 募集要項等の公表を開始した日から協定締結の日までの間に指名停止の期間中の者

(5) 募集要項等の公表を開始した日から協定締結の日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者

(6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者

(7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者

(8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者

(9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者

(12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者

2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

(協定申出書の例)

記載例

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

・行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

告代理店等名

表 者 名

在 地

運用・メンテナンスに関する協定の締結を希

望します。申出に当たっては、対象施設の「メンテナンス協定について」に定める資格を有すること及び裏面の誓約事項に誓約するとともに、提出する書類の写しはすべて原本と相違ないことを誓約します。

協定の対象となる
施設等の名称

若宮スケートパーク

ネーミングライツ
のスポンサー名

株式会社 ○○○○ 社

希望契約金額

(1・5年目：上限 10%)
2～4年目：上限 5%)

1年目

ネーミングライツ料の △%

2年目

ネーミングライツ料の □%

3年目

ネーミングライツ料の □%

4年目

ネーミングライツ料の □%

5年目

ネーミングライツ料の ◇%

上記金額に含まれる
内容
(提案内容)

※別紙による提出も可

1年目

- ・本市のネーミングライツに関する権利や義務の調整
- ・愛称掲出に関する調整
- ・ネーミングライツ・パートナーへの対応（要望やクレーム、定期的な報告、必要な資料の作成）
- ・愛称の普及活動支援
- ・その他ネーミングライツ契約の円滑な運用に必要な業務

2年目

- ・ネーミングライツ・パートナーへの対応（要望やクレーム、定期的な報告、必要な資料の作成）

3年目

- ・広告価値の算出、データ収集

4年目

- ・愛称の普及活動支援
- ・その他ネーミングライツ契約の円滑な運用に必要な業務

5年目

- ・ネーミングライツを継続させるためのネーミングライツ・パートナーとの交渉
- ・ネーミングライツ・パートナーへの対応（要望やクレーム、定期的な報告、必要な資料の作成）
- ・広告価値の算出、データ収集
- ・愛称の普及活動支援
- ・その他ネーミングライツ契約の円滑な運用に必要な業務

(添付書類)

- ・法人等の概要
- ・法人役員等に関する調書（募集要項様式参照）
- ・登記事項証明書または登記簿謄本（現在事項全部証明書）

誓 約 事 項

申し込みにあたり、次の事項を誓約します。

1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）

ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでの一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(4) 募集要項等の公表を開始した日から協定締結の日までの間に指名停止の期間中の者

(5) 募集要項等の公表を開始した日から協定締結の日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者

(6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者

(7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者

(8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者

(9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者

(12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者

2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。